

地方議会議員の新たな年金制度について

地方議会議員年金制度は、平成の大合併により急激に財政が悪化し、平成23年6月1日をもって廃止に至ったが、廃止に当たり、衆参両院は、地方議会議員に係る新たな年金制度についての検討を行うよう附帯決議を付したところである。

この附帯決議を踏まえ、総務省は、地方議会議員のみを対象とした新たな年金制度を創設することは現実的ではないとし、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとしている。

全国町村議会議長会は、地方議会議員が安心して議会活動に専念し、かつ将来の町村議会議員の人材を確保するには、退職後の生活安定のための年金制度が不可欠であるとの考えから、かねてより地方公務員共済年金へ加入できるよう国に働きかけを行ってきたところである。

よって、政府及び国会は、今般の年金制度の大幅な見直しに当たり、地方議会議員についても、市町村長と同様の被用者年金制度への加入を実現されるよう強く要望する。

平成24年5月28日

全国町村議会議長会